

第20期

第21回

# 総会議事録

令和8年1月20日

1. 開催年月日 令和8年1月20日(火)
2. 開催場所 郡山市総合福祉センター3階 研修室
3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	先崎孝太郎	出席	田村地区
2	古川 弘作	出席	中央地区
3	安藤 嘉行	出席	三穂田地区
4	鈴木 雄一	出席	安積地区
5	小林正一郎	出席	片平地区
6	佐久間俊一	出席	喜久田地区
7	渡邊 清助	出席	逢瀬地区
8	松川 延安	出席	田村地区
9	北島 繁和	出席	湖南地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	吉田 直衛	出席	中田地区
12	池上慎一郎	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	濱津 洋一	出席	田村地区
15	高野 和介	出席	日和田地区
16	藤田 稔	出席	熱海地区
17	石井 源信	出席	西田地区
18	濱尾 文博	出席	富久山地区
19	伊藤 城治	出席	三穂田地区
20	伊藤 博文	出席	中央地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 渡 辺 啓 一

【農地調整係主任】 大 堀 寛 和

【農業振興・農業法人係長】 椎 野 かおる

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 13時52分

8. 閉会宣言 14時39分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

---

署名人

渡邊 清助

---

署名人

須永 静夫

---

事務局	<p>ただいまより、第21回総会を開催いたします。 本日は、欠席届の提出はありません。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、 この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、 成立しております。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
会 長	<p>こんにちは。お忙しいところ、ご参集いただきありがとうございます。 ございます。これから寒い日が続くようなので健康には充分 注意したいと思います。 本日もよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により 会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、提出されております案件について、 慎重なる審議をお願いいたします。 会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、 議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。 7番 渡邊 清助 委員 13番 須永 静夫 委員 このお二方をお願いいたします。 次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、 農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。 引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて 事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>タブレットの正誤表をご覧ください。 議案書の17ページ、「報告第5号」を「報告第7号」に 訂正させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p>

	<p>まず1番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、息子夫婦、孫が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について、許可と決することに 異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について 許可と決めます。</p> <p>次に2番と3番の2件について、付議いたします。 鈴木 雄一委員の調査報告を求めます。</p>
鈴木 雄一 委員	<p>2番と3番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず2番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は贈与、経営拡大です。 1月15日に現地調査及び聴き取り調査を行いました。 受け人は水稻と苗木を栽培しており、申請地に桜の苗木等を移植し 出荷する予定です。苗木も準備しており、定植するばかりです。 畑は除草しながら管理をします。周辺には迷惑をかけません。 今後、適切に管理すると思われれます。</p>

	<p>次に3番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。</p> <p>1月15日に現地調査及び聴き取り調査を行いました。 農業を始めるにあたり、農地を探していたところ、渡し人から話があり、今回の申請になりました。</p> <p>受け人と両親が農作業に従事します。 農地は適切に管理されていまして、昨年11月から農地を借りて耕作しており、周辺農地への影響もありません。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>2番と3番の2件について 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、2番と3番の2件について 許可と決めます。</p> <p>次に4番1件について、付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 城治 委員	<p>4番1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。</p> <p>1月10日に現地調査及び受け人への聴き取り調査を行いました。 申請地は自宅に隣接し、農作業は受け人と妻が行います。 申請地は適正に管理されております。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>4番 1件について許可と決することに 異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について 許可と決めます。</p> <p>次に5番から8番までの4件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>5番から8番までの4件について、調査の結果を報告いたします。 まず5番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、息子夫婦が農作業に従事します。</p> <p>次に6番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は同居する息子への贈与です。 受け人と妻、母親が農作業に従事します。</p> <p>次に7番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は贈与、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に8番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 社員3名が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。</p>

	<p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>5番から8番までの 4件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、5番から8番までの 4件について 許可と決します。</p> <p>次に9番 1件について、付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。</p>
小林正一郎 委員	<p>9番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 1月15日に現地調査及び渡し人、受け人から電話で聴き取り調査を 行いました。申請地は周辺農地と調和の取れた利用状況で農作業は 受け人と妻、息子が行います。自家用野菜を栽培する予定です。 耕作する旨の確約書も添付されています。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>9番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、9番 1件について</p>

	<p>許可と決めます。</p> <p>次に10番 1件について付議いたします。 これは私の報告なので議長交代いたします。</p>
濱津職代	<p>議長交代いたしました。</p> <p>佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一 委員	<p>10番 1件について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。</p> <p>1月18日に現地調査を行い、周辺農地と調和のとれた利用状況で、社員3名が農作業に従事します。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
濱津職代	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
濱津職代	<p>10番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
濱津職代	<p>異議ないものと認め、10番 1件について許可と決めます。 議長交代いたします。</p>
議 長	<p>議長交代いたしました。</p> <p>次に11番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>11番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は農業廃止、経営拡大です。 受け人と母親が農作業に従事します。</p>

	<p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>11番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、11番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に12番 1件について、付議いたします。 北島 繁和委員の調査報告を求めます。</p>
北島 繁和 委員	<p>12番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、経営拡大です。 1月17日に現地調査及び受け人から話を聴きました。 申請地は受け人が以前から相対で借りていましたが、登記の申請がまだでしたので、今回の申請になりました。</p> <p>申請地はじゃがいも、白菜などを栽培しており今後も同様の作物を栽培します。周辺農地も畑として使われており、調和も取れています。</p> <p>受け人と母親が農作業に従事します。 また地域の共同作業には積極的に参加し、防除基準を順守、地域全体の維持管理に努めていきます。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので</p>

	許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	12番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、12番 1件について、 許可と決します。  次に13番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	13番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は労力不足、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。  この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	13番 1件について、許可と決することに 異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、13番 1件について 許可と決します。  次に14番と15番の2件について、付議いたします。

<p>松川 延安委員</p>	<p>松川 延安委員の調査報告を求めます。</p> <p>14番と15番の2件について、調査の結果を報告いたします。  まず14番ですが申請人及び土地の表示は、記載のとおりです。  申請の事由は相手方要望、農業開始です。  渡し人の夫と受け人は兄弟です。申請地は姉が耕作していましたが、9年前に兄が亡くなり、以降弟である受け人が耕作しています。  1月13日、現地確認と申請人から聴き取り調査を行いました。  申請地は受け人の住宅に隣接しており、適正に管理されております。  義理の姉である渡し人から贈与を受けて、これからも自家用野菜を作ります。</p> <p>次に15番ですが申請人及び土地の表示は、記載のとおりです。  1月13日、現地確認と申請人から聴き取り調査を行いました。  渡し人は農地を相続しましたが、自分と家族では耕作できないため賃貸していましたが、借人から隣接地の受け人への売買を勧められ、売ることにしました。隣接地の受け人が耕作することが適切と考えられます。</p> <p>調査の結果、2件とも全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>14番と15番の2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
<p>議長</p>	<p>異議ないものと認め、14番と15番の2件について許可と決めます。</p> <p>次に16番から18番までの3件について、付議いたします。  事務局の調査報告を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>16番から18番までの3件について、調査の結果を報告いたします。  まず16番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p>

申請の事由は17番との交換です。  
受け人と妻が農作業に従事します。

次に17番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、  
記載のとおりです。

申請の事由は16番との交換です。  
受け人と妻、息子夫婦が農作業に従事します。

次に18番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、  
記載のとおりです。

申請の事由は相手方要望、経営拡大です。  
受け人と妻、息子夫婦が農作業に従事します。

これらの農地について、現地調査をしましたが、  
周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると  
認められます。

また、全部効率要件、農作業常時従事要件、  
地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に  
該当する事項はありませんでしたので  
許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	16番から18番までの 3件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、16番から18番までの 3件について 許可と決めます。  次に19番 1件について付議いたします。 なお、この件につきましては委員が受け人になっており 農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の 制限に該当しますので退席を求めます。
	(該当委員が退席する)

議 長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	<p>19番 1件について、調査の結果を報告いたします。  渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。  申請の事由は相手方要望、経営拡大です。  受け人と妻、息子2人が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、  周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると  認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、  地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に  該当する事項はありませんでしたので  許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、  ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>19番 1件について、許可と決することに  異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、19番 1件について  許可と決めます。  退席委員の復席を求めます。</p>
	(該当委員が復席する)
議 長	<p>次に20番から24番までの 5件について、付議いたします。  石井 源信委員の調査報告を求めます。</p>
石井 源信 委員	<p>20番から24番までの 5件について、調査の結果を報告いたします。  まず20番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。  申請の事由は相手方要望、農業開始です。</p> <p>1月5日に現地を確認し、6日に農業委員会事務局会議室で  佐久間会長、濱津会長職務代理者、本田推進委員と事務局職員とで  事前審査会を行いました。</p> <p>受け人は申請地で畑作を行い、じゃがいも、きゃべつ、ねぎ等を  作付けし、自家消費及び従業員に配りたいとのことでした。</p> <p>地域との農地利用調整に協力する旨、確約しており、農地の効率的</p>

かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれはありません。

次に21番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。  
申請の事由は相手方要望、経営拡大です。

現地確認したところ、適正に管理されていました。

受け人が農作業に従事します。

地域との農地利用調整に協力する旨、確約しており、農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれはありません。

次に22番、23番、24番ですが借人が同一のため一括して報告いたします。貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。

申請の事由は相手方要望、農業開始です。

1月5日に現地を確認し、6日に農業委員会事務局会議室で佐久間会長、濱津会長職務代理者、本田推進委員と事務局職員とで事前審査会を行いました。

借人は申請地で畑作を行い、なす、ねぎを栽培し、借人と妻が農作業に従事します。

令和8年度に経営発展支援事業を活用し、農機具をそろえ、地元協力者の指導の下、作業にあたります。

地域との農地利用調整に協力する旨、確約しており、農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれはありません。

調査の結果、5件とも全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので

許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの報告について、  
ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 20番から24番までの 5件について、  
許可と決することに異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議長 異議ないものと認め、20番から24番までの 5件について  
許可と決めます。

以上で、議案第1号を終わります。

	<p>続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>安藤 嘉行委員の調査報告を求めます。</p>
安藤 嘉行委員	<p>1番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、農業用駐車場のための転用です。</p> <p>農地区分は農用地です。</p> <p>受け人は椎茸栽培を行っており、増設に伴い生産量が増加したことにより、運搬量も増え、運搬車両を増車するため駐車場を確保したいとのことでした。</p> <p>申請地の北側、東側及び西側は水路、南側は農地ですが、東側の農地から進入可能のため農地の分断にはなりません。</p> <p>また車両置場として使用するため、日照にも影響しません。</p> <p>南側農地との境である畦畔には手を加えず、砂利敷きとするため土砂の流出はありません。汚水の発生はなく、雨水の排水は西側の法定外水路に排出します。道路保全課と協議済です。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件の調査結果について、補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は農用地2-1-(1)-ア-(ア)で農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-bで、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われる農業用施設事業です。</p> <p>転用は許可することができます。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p>

	以上、補足説明といたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番 1件について、 許可と決します。  次に2番 1件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。
藤田 稔 委員	2番 1件について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は鉄塔周辺工事用地のための一時転用です。 農地区分は農用地です。 12月25日に事務局職員とともに現地調査しました。 申請地は適切に管理されていました。 申請目的実現の確実性については、各種行政手続きが適正に進んで おり、充分と思われれます。 周辺農地への影響については、鉄板を敷き、養生を実施し、 土砂の流出を防止する計画です。排水は雨水のみで自然浸透と なるため、周辺の用排水に影響を及ぼすおそれはありません。 また工作物はないため、周辺農地への日照の影響はありません。 工事終了後は原形に復旧し、農地に復元する旨の確約書が 添付されています。 1月18日、貸人に電話で調査したところ、申請内容に間違いは ありませんでした。  調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われれますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。

	<p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は農用地2-1-(1)-ア-(ア)で1番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定に定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に3番 1件について付議いたします。</p> <p>松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安委員	<p>3番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>申請人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は堆肥化用地です。</p> <p>農地区分は農用地です。</p> <p>申請地は全部で約3,600㎡ありますが、地形的に高めに位置し、一部、母畑開発区域にあります。改良区の意見書が添付されています。</p> <p>周囲は山林に囲まれており、臭い等の悪影響はないと見ました。</p> <p>受け人は大規模な畑作をしており、堆肥が必要なこと、近隣に住宅がないことを考慮し、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。

	<p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は農用地2-1-(1)-ア-(ア)で1番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-bで、1番同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>3番 1件について、</p> <p>許可相当と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、</p> <p>許可相当と決めます。</p> <p>なおこの件につきましては、転用面積が30aを超えていますので福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。</p> <p>次に4番 1件について付議いたします。</p> <p>石井 源信委員の調査報告を求めます。</p>
石井 源信 委員	<p>4番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は資材置場です。</p> <p>農地区分は第2種農地と判断しました。</p> <p>申請地は平にならされておりました。受け人によりますと数年前より資材置場として利用しており、正規の手続きをせず転用しておりました。</p> <p>これからは農業委員の指導を仰ぎ、今後このようなことは一切行わないとのことでした。</p> <p>申請地の西と南側は一部道路で北と東側は農地ですが、耕作しておらず、民家も道路を挟んで一軒です。</p> <p>雨水は地下浸透及び道路側溝に排水します。</p> <p>土砂、碎石等が主なため、農地への日照の影響はありません。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。  タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。  2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、  農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで  農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、  第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地  及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カ-イ)で、第2種農地の転用は  申請地以外に適当な土地がないことが必要ですが、  農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから  許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。  以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、 許可と決めます。</p> <p>次に5番 1件について付議いたします。  中尾 一明委員の調査報告を求めます。</p>
中尾 一明 委員	<p>5番 1件について、調査の結果を報告いたします。  地上権者、地上権設定者及び土地の表示は記載のとおりです。  申請の事由は太陽光発電設備です。  地上権者は再生可能エネルギー発電事業者です。  1月13日に現地確認しました。  申請地の周囲は既に太陽光発電設備が多く設置されています。  集団農地を分断するおそれや日照等の被害を及ぼすおそれはなく、  周辺農地への悪影響はないと認められます。  また隣接地に住宅はなく、反射光の影響もないと判断しました。</p>

	<p>申請書には資金証明書、東北電力ネットワーク株式会社からの系統連携承諾書が添付されており、事業は申請通り進むと思います。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>5番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで4番、同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、4番、同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	5番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について、許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」を議題といたします。</p> <p>農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画の作成を福島県農地中間管理機構へ要請することについて、次のとおりお諮りいたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号別紙をご覧ください。</p> <p>議案第3号は農地中間管理機構が行う農地売買特例事業に係る農用地利用集積等促進計画案を定めることについて福島県農地中間管理機構に要請することをお諮りするものです。</p>

	<p>農地売買特例事業は所有者から農地中間管理機構が農地を買い入れ、農地中間管理機構から買い受け希望者へ農地を売り渡すものです。</p> <p>1番について、買い受け希望者は全部耕作要件、農作業常時従事要件を満たしており、売買価格は過去の売買及び近傍類似価格を参考にし、各地区の委員から確認をいただいております、農用地利用集積等促進計画を定めることを要請することは適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について原案のとおり決めます。</p> <p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>続いて、議案第4号「非農地に関する判断について」を議題といたします。</p> <p>まず1番と2番の 2件について付議いたします。</p> <p>北島 繁和委員の調査報告を求めます。</p>
北島 繁和 委員	<p>1番と2番の調査の結果を報告いたします。</p> <p>1番と2番の所有者は兄弟であり、1番の所有者が湖南町の実家と農地を管理しておりますので一括して報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は地目変更のためです。</p> <p>1月7日に事務局職員と現地調査を行いました。</p> <p>報告が前後しますが2番の一番目の筆は極小農地の中に水路と急斜面があります。急斜面には太い雑木があり、雑木を取り除くと斜面崩壊の危険性があります。</p> <p>次に1番と2番の残り5筆ですが、20年から30年間、畑として耕作しておらず、いずれも杉の木が太くなっていて、山林と一体化しており、農地に復元することは困難と思われます。</p>

	ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番と2番の 2件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番と2番の 2件について、 非農地と決めます。  次に3番 1件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。
藤田 稔 委員	3番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 12月25日に事務局職員と現地調査を行いました。 申請地は山林状態になっており、20年以上耕作されておらず 太い樹木と竹が生えています。 周辺も同様の様相を呈しており、隣接する農地とは水路を挟んで 距離があり、影響はありません。車両が通る道はありませんでした。 1月14日に代理人の行政書士に電話で確認したところ、申請内容に 間違いはありませんでした。 調査の結果、農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番 1件について、 非農地と決めます。  以上で、議案第4号を終わります。

続いて、報告事項に入ります。

報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による  
農地転用届出について」

次のとおり、1番から4番までの4件について、  
農地転用届出書の受理をしたので報告する。

報告第1号を終わります。

続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による  
農地転用届出について」

次のとおり、1番から16番までの16件について、  
農地転用届出書の受理をしたので報告する。

報告第2号を終わります。

続いて、報告第3号「許可処分の取り消しについて」

次のとおり、1番から3番までの3件について、許可処分の  
取消願出書の提出があり、適当と認め取り消したので報告する。

報告第3号を終わります。

続いて、報告第4号「非農地に関する判断の取り消しについて」

次のとおり、1番 1件について、取り消したので報告する。

報告第4号を終わります。

続いて、報告第5号「受理通知書の返納願いについて」

次のとおり、1番と2番の2件について、受理通知書の返納願の  
提出があり、郡山市農業委員会規程第17条第26号の規定により  
受理したので報告する。

報告第5号を終わります。

続いて、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による  
通知について」 次のとおり1番から3番までの3件について  
通知書の提出があったので報告する。

報告第6号を終わります。

続いて、報告第7号「専決処分事項の報告について」

郡山市農業委員会規程第4条第1項の規定により  
次のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。  
専決第1号 郡山市農業委員会事務局職員人事発令について

専決第1号 専決処分書

郡山市農業委員会規程第4条第1項の規定により  
総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め  
次のとおり専決処分する。

郡山市農業委員会事務局職員人事発令について

理由：令和7年12月31日付けで事務局人事を発令するため

ただいまの 第1号から第7号までの報告について  
ご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 以上で報告事項を終わります。  
その他ございませんか。

(なし)

議長 長時間の慎重審議ありがとうございました。  
以上で、第21回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

## 第21回総会（令和8年1月20日開催）の概要

第3条 農地の移動は

24件で、田 52,431.25㎡ 畑 17,479㎡でした。

第5条 農地の転用は

5件で、農業用駐車場1件、堆肥化用地1件、資材置場1件、太陽光発電設備1件、一時転用1件でした。